

洞爺湖町小中一貫教育基本方針  
(素案)

令和7年9月

洞爺湖町教育委員会

## 【目次】

1	方針策定の目的	1
2	方針策定の背景	1
	(1) 小中一貫教育に関する国の動向	1
	(2) 第2次「洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン」(改訂版)における 一貫性・連続性のある教育活動の充実	2
	(3) 洞爺湖町におけるこれまでの学校種間の連携・接続の現状	3
	(4) 洞爺湖町教育行政審議会からの答申	3
	(5) 洞爺湖町小中一貫教育導入検討委員会からの提言	3
3	洞爺湖町がめざす小中一貫教育	4
4	洞爺湖町における小中一貫教育の具体的な取組	5
	(1) 学校配置、設置形態、校舎、設置年度	5
	(2) めざす子ども像の設定	5
	(3) 洞爺湖町ならではの特色ある教育	6
	(4) 系統性・連続性を意識した指導・支援	6
5	洞爺湖町の小中一貫教育の評価・検証	6
6	洞爺湖町における小中一貫教育実施までの流れ	7
	【用語解説】	8

## 1 方針策定の目的

本方針は、国の動向や洞爺湖町でこれまで取り組んできた学校種間の連携・接続の現状等を踏まえて、洞爺湖町にふさわしい小中一貫教育を導入するにあたり、基本的な考え方について整理することを目的として策定するものです。

## 2 方針策定の背景

### (1) 小中一貫教育に関する国の動向

平成18年に改正された教育基本法において「義務教育の目的」が示されたことを受け、平成19年に改正された学校教育法では、これまで小・中学校ごとに示されていた教育の目標を「義務教育の目標」として新設し、小・中学校が共通の目標に向けて取り組む姿勢が示されました。

これら法令上の要請を受け、小中一貫教育については研究開発学校<sup>※1</sup>の仕組みを活用するなどして自治体や学校現場での取組が長い間蓄積され、この取組を一層高度化させる等の観点から正式な学校制度として法制化すべきとの要望が寄せられておりました。

こうしたことを踏まえ、教育再生実行会議<sup>※2</sup>の第5次提言や中央教育審議会<sup>※3</sup>答申を経て、平成27年に改正された学校教育法により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として制度化されるとともに、学校教育法施行規則の改正により、既存の小学校・中学校において義務教育学校に準じて小中一貫教育を行う「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」が位置付けられ、小中一貫教育校を設置することができるようになりました。

さらに、平成29年に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼

保連携型認定こども園・保育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領において「学校段階間の接続」が新たに示されました。

また、平成30年に示された高等学校学習指導要領においても、「学校段階間の接続」が示され、子どもが社会で生きて働く資質・能力を学校教育等で確実に身に付けるために、校種間の連続性を意識した教育活動を行うことが一層求められています。

## (2) 第2次「洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン」(改訂版)における一貫性・連続性のある教育活動の充実

「洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン」においては、基本理念及び教育目標を次のように掲げております。

### 【基本理念】

- ◇ 自然豊かな大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人材を育む
- ◇ 心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む

### 【教育目標】

- ◇ 豊かな学力、健やかな身体、豊かな人間性を育み、自立した生き方を支える教育の推進
- ◇ 家庭・地域の教育力を育み、地域特性を生かし、社会全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進
- ◇ 社会教育・芸術文化・スポーツを通し、協働的で潤いのある地域づくりのための生涯学習の推進
- ◇ 教育全体を支える自然、歴史、文化、産業等の地域性を生かしたふるさと教育の推進

これらの具現化に向け、基本目標5「信頼される学校づくりの推進」において、発達段階を踏まえた教育活動の連続性など、学校種間の連携・一貫に配慮しながら、小中一貫教育の導入をめざすこととしています。

### **(3) 洞爺湖町におけるこれまでの学校種間の連携・接続の現状**

洞爺湖町では、文部科学省が平成28年に発行した「小中一貫した教育課程<sup>※4</sup>の編成・実施に関する手引」等を参考としながら、洞爺湖町教育研究会及び洞爺湖町教育研究所において町内の小・中学校段階の教員等が研修を通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす取組を進めてきました。また、虻田中学校、洞爺中学校の2つの中学校区にある小・中学校の教員が相互に授業研究をしたり、小学校6年生の1日体験入学を実施したり、中学校の教員が教科の専門性を生かした授業を小学校で行ったりするなどの取組も進めてきました。

今後は小・中学校の円滑な接続だけでなく、義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育の推進をめざしていきます。

### **(4) 洞爺湖町教育行政審議会からの答申**

令和7年1月、標記審議会によりまとめられた「洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりと教育環境の向上に関する総合的な方策について（答申）」では、「審議結果を踏まえ、教育委員会において具体的な時限を定めて制度の導入に向けた取組を進めていくことを審議会として強く望むものである。」との答申をいただきました。

このことを強く受けとめ、諸条件を整備・調整しながら計画性をもって小中一貫教育の導入をめざしていきます。

### **(5) 洞爺湖町小中一貫教育導入検討委員会からの提言**

洞爺湖町教育行政審議会からの答申（令和7年1月）や町内の0歳から中学校第2学年までのお子様をお持ちの保護者を対象としたアンケート

(令和7年3月～4月末日)結果等も踏まえ、洞爺湖町小中一貫教育導入検討委員会(令和7年6月～8月)において、洞爺湖町における小中一貫教育の導入について慎重に検討いただきました。

洞爺湖町における今後の児童生徒数や学級編制の見通し、通学時間、教職員数、施設設備、地域性、町の財政状況等を総合的に勘案し、子どもたちにとっての質の高い教育活動や適正な学習集団、学びに相応しい教育環境を整備する観点から協議いただいた提言内容を十分に検討し、洞爺湖町における小中一貫教育は次のとおり進めます。

### **3 洞爺湖町がめざす小中一貫教育**

我が国においては、少子高齢化の進行やグローバル化、人、もの、情報等のボーダレス化が加速するなど、変化の激しい時代にあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって社会及び経済活動上の様々な困難にも直面してきました。

子どもたちには、このような予測困難な未来を生き抜いていくために、自らの手で人生を切り拓き、多様な価値観を受容し、他と共生しながら持続可能な社会の創り手としての確かな力を身に付けていくことが求められています。

こうした中、洞爺湖町では、教育内容等の量的・質的充実や多様化・複雑化する教育課題に積極的に対応し、教育基本法及び学校教育法が定める義務教育の目的・目標を達成するために、小・中学校の教職員が義務教育9年間の系統性・連続性に配慮しながら、相互に補完・協力し合い、より質の高い教育活動の推進をめざす小中一貫教育制度を町内すべての学校で導入します。

## 【 基本方針 】

洞爺湖町の小中一貫教育は、次の3つの基本方針に基づき進めます。

- ① 義務教育修了段階でめざす子ども像を洞爺湖町として統一して設定し、家庭・地域・学校が相互に連携・協力する小中一貫教育を進めます。
- ② 外国語教育やふるさと教育など、洞爺湖町ならではの特色ある教育の展開による小中一貫教育を進めます。
- ③ 小・中学校の教職員が義務教育9年間の系統性・連続性を意識した指導・支援の下で小中一貫教育を進めます。

## 4 洞爺湖町における小中一貫教育の具体的な取組

### (1) 学校配置、設置形態、校舎、設置年度

学校配置	設置形態	校舎	設置年度
・ 虻田小学校 ・ 洞爺湖温泉小学校 ・ 虻田中学校	義務教育学校	虻田小学校	令和10年4月
・ とうや小学校 ・ 洞爺中学校	小中一貫型小学校・中学校	とうや小学校 洞爺中学校	令和10年4月

### (2) めざす子ども像の設定

めざす子ども像については、町内で統一したものを設定しますが、その子ども像を実現するために、それぞれの学校において学校の教育目標等を掲げるなど、弾力的に進めていきます。

なお、めざす子ども像の設定に当たっては、教育行政審議会からの答申

やアンケート、町民参加の熟議等をとおして、家庭・地域の願いや児童生徒の思い等を反映できるよう工夫していきます。

### **(3) 洞爺湖町ならではの特色ある教育**

学校には人、自然、歴史等の地域固有の特色があり、子どもの実態も異なります。そのため、各学校において9年間を見通した一貫性のある教育課程を編成し、実施することとなりますが、とりわけ、「外国語教育」と「ふるさと教育」については、小中一貫教育校に認められている教育課程の特例制度<sup>※5</sup>も活用しながら、洞爺湖町として統一したカリキュラムを編成し、洞爺湖町ならではの特色ある教育の具現化をめざします。

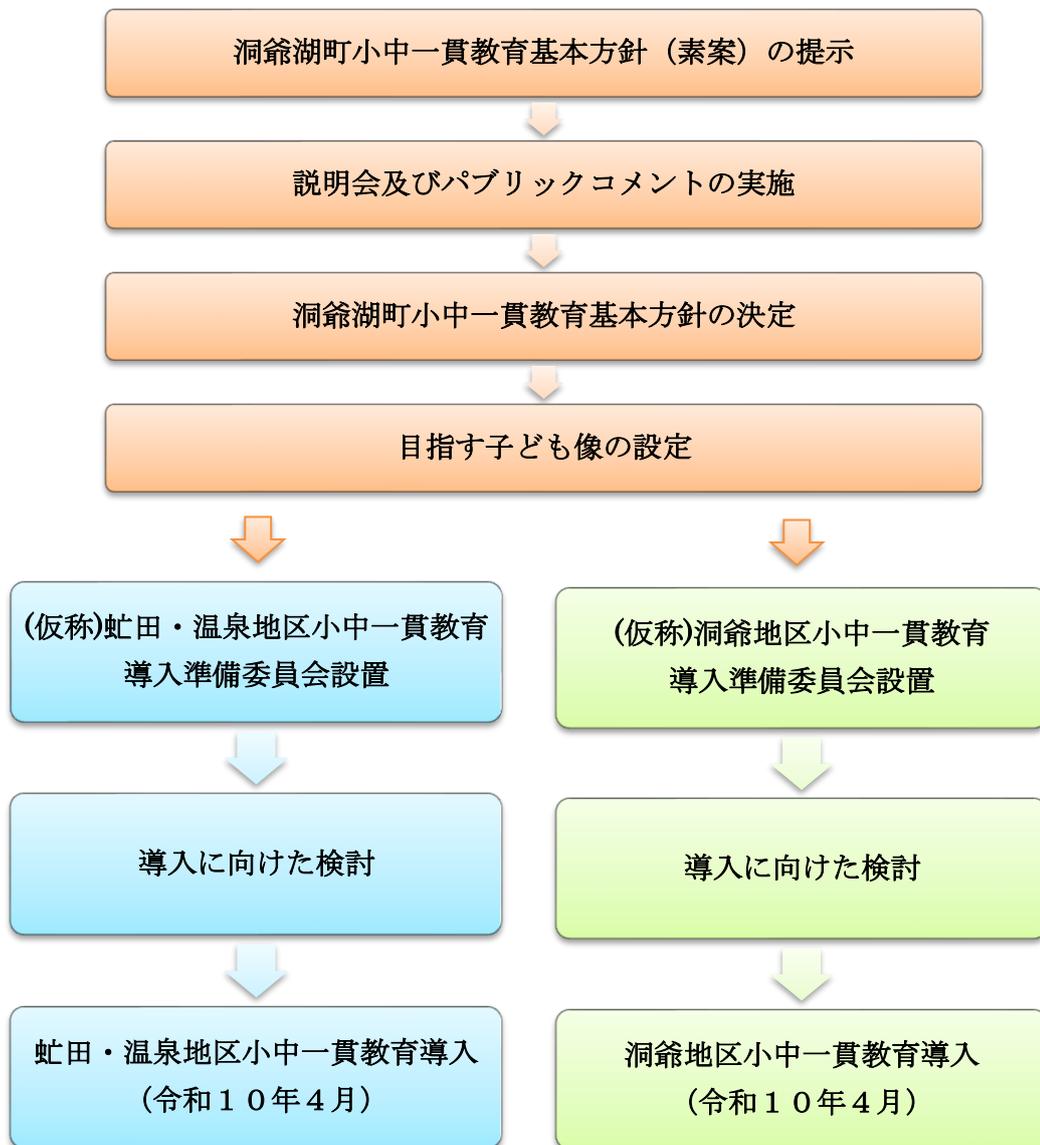
### **(4) 系統性・連続性を意識した指導・支援**

教科の専門性を生かした小学校段階からの教科担任制や子どもの発達段階を踏まえた授業づくり、9年間を見通した生徒指導や子ども理解、切れ目のない特別支援教育の充実など、小中の教員が互いに連携・協力し、義務教育9年間の系統性・連続性を意識した指導・支援に努めます。

## **5 洞爺湖町の小中一貫教育の評価・検証**

洞爺湖町で進める小中一貫教育を充実させていくには、取組を適切に評価し、不断の見直しや適切な改善を図っていくことが必要です。評価に当たっては、各学校で実施している学校評価<sup>※7</sup>を活用するとともに、各学校の学校運営協議会<sup>※6</sup>から意見をいただくなど客観的な評価・検証に努めることとします。

## 6 洞爺湖町における小中一貫教育実施までの流れ



## 【用語解説】

### ※1 研究開発学校

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う制度を活用した学校です。

### ※2 教育実行再生会議

21世紀の日本に相応しい教育体制を構築し、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進するため、平成25年1月に内閣総理大臣の下に設置された機関です。

### ※3 中央教育審議会

教育・学術・文化に関する施策について文部科学大臣の諮問に基づいて調査・審議し、文部科学大臣に報告・意見という形で答申を行う機関です。

### ※4 教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことです。

### ※5 教育課程の特例制度

9年間を通じた計画的かつ継続的な教育課程を編成することができるよう、一定の要件の下で、設置者の判断により、「学校設定教科」の開設、「指導内容の入替え・移行」を行うことができる制度のことです。

### ※6 学校運営協議会

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営協議会では、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

### ※7 学校評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組です。